

株式会社日本経営経理指導協会に対する排除命令について

平成19年6月15日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社日本経営経理指導協会（以下「日本経営経理指導協会」という。）が開設する「労務管理士特別認定講座」と称する講座の受講者募集に係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、同社に対して、排除命令（別添排除命令書参照）を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社日本経営経理指導協会	大阪府阪南市自然田 ^{しねんだ} 1915番地の14	代表取締役 とうま よしひろ 當摩 嘉弘

2 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

日本経営経理指導協会は、平成18年1月22日から同年12月5日までの間、東北地区から九州地区までの31府県に所在する公的施設等の会議室延べ140か所において開催した「労務管理士特別認定講座」の受講者募集に関し、同年1月17日から同年11月29日までの間にそれぞれの会場周辺地域で配布した新聞折り込みチラシにおいて、次のような表示を行っていた。

表示内容	「資格取得者の就職率は・・・抜群です!! 全国共通有効資格 労務管理士（検定試験受験免除）特別認定講座」 「労働法令改正施行と共に、労務管理責任者として強く求められている知的職業それが労務管理士です。全国組織団体の本協会が認定し、全資連の検定試験により公認されるもので、社会的に価値あるものとして、高く評価され就職にも大変有利です。」 とそれぞれ記載することにより、あたかも、労務管理士講座を受講すれば、公的な資格であって、社会的に価値あるものとして高く評価され就職に非常に有利な「労務管理士」と称する資格が取得できるかのように表示。
実際	当該資格は公的なものではなく日本経営経理指導協会が独自に創設した資格であって、社会的に価値あるものとして高く評価され就職に非常に有利であるという事実はない。

(2) 排除措置の概要

ア 前記表示は、日本経営経理指導協会が提供する役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。

イ 今後、同様の表示を行わないこと。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課 電話 06-6941-2175（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

(参考)

不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 (省略)

(排除命令)

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令(以下「排除命令」という。)は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

2及び3 (省略)

平成19年(排)第14号

排 除 命 令 書

大阪府阪南市自然田1915番地の14

株式会社日本経営経理指導協会

同代表者 代表取締役 當 摩 嘉 弘

公正取引委員会は、上記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社日本経営経理指導協会は、同社が開設する「労務管理士特別認定講座」と称する労務管理に関する法律、制度等について講義を行う役務の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、平成18年1月17日から同年11月29日までの間に配布した新聞折り込みチラシによる広告において行った、あたかも、当該講座を受講すれば、公的な資格であって、社会的に価値あるものとして高く評価され就職に非常に有利な「労務管理士」と称する資格が取得できるかのように示す表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 2 株式会社日本経営経理指導協会は、今後、「労務管理士特別認定講座」と称する労務管理に関する法律、制度等について講義を行う役務又はこれと類似の役務の取引に関し、前項の表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- 3 株式会社日本経営経理指導協会は、第1項に基づいて行

った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告
しなければならない。

事 実

- 1(1) 株式会社日本経営経理指導協会（以下「日本経営経理指導協会」という。）は、肩書地に本店を置き、一般消費者を対象に「労務管理士特別認定講座」と称する講座（以下「労務管理士講座」という。）を開設し、当該講座において労務管理に関する法律、制度等について講義を行う事業者である。
- (2) 日本経営経理指導協会は、労務管理士講座の受講終了者に対し、同社が独自に創設した「労務管理士」と称する資格を付与している。
- 2 日本経営経理指導協会は、昭和54年ころ以降、全国各地において、市民会館、文化会館等の公的施設等の会議室を会場として、一般消費者を対象に労務管理士講座を開催しており、その開催に当たり当該講座の受講者募集に関するチラシを会場周辺地域に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込み、当該新聞の購読者である一般消費者に配布している。
- 3 日本経営経理指導協会は、別表記載のとおり、平成18年1月22日から同年12月5日までの間、東北地区から九州地区までの31府県に所在する公的施設等の会議室延べ140か所において、労務管理士講座を開催しているところ、開催の都度、開催日の前日から21日前までに、当該講座の受講者募集に関し、それぞれの会場周辺地域に所在する新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んだチラシによる広告（開催日時及び会場以外の記載内容はすべて同じ。例えば、平成18年9月16日に和歌山県民文化会館で開催した労務管理士講座に関し、同月10日に読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞に折り込んだチラシは別添写し）において
 - (1) 「資格取得者の就職率は・・・抜群です!! 全国共通有効資格 労務管理士（検定試験受験免除）特別認定講座」と
 - (2) 「労働法令改正施行と共に、労務管理責任者として強く求められている知的職業それが労務管理士です。全国組織団体の本協会が認定し、全資連の検定試験により公認されるもので、社会的に価値あるものとして、高く評価され就職にも大変有利です。」とそれぞれ記載することにより、あたかも、労務管理士講座を受講すれば、公的な資格であって、社会的に価値あるものとして高く評価され就職に非常に有利

な「労務管理士」と称する資格が取得できるかのように示す表示をしているが、実際には、当該資格は公的なものではなく同社が独自に創設した資格であって、社会的に価値あるものとして高く評価され就職に非常に有利であるという事実はない。

法 令 の 適 用

上記事実によれば、日本経営経理指導協会は、同社が提供する役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成19年6月15日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 三 谷 紘

委員 山 田 昭 雄

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

別表

番号	開催年月日	開催会場名	折り込み年月日	折り込み枚数
1	平成18年 1月22日	泉佐野市立文化会館 (大阪府泉佐野市)	平成18年 1月17日	3万枚
	1月28日	堺市民会館 (大阪府堺市)		
	1月29日	泉大津市民会館 (大阪府泉大津市)		
2	1月26日	羽曳野市市民会館 (大阪府羽曳野市)	1月22日	12万枚
	1月27日	富田林市市民会館 (大阪府富田林市)		
	1月28日	堺市民会館 (大阪府堺市)		
	1月29日	泉大津市民会館 (大阪府泉大津市)		
3	2月24日	寝屋川市立市民会館 (大阪府寝屋川市)	2月19日	8万枚
	2月25日	大東市立市民会館 (大阪府大東市)		
	2月26日	枚方市市民会館 (大阪府枚方市)		
4	3月 3日	岡山市市民会館 (岡山市)	2月26日	8万枚
	3月 4日	岡山市西大寺市民会館 (岡山市)		
	3月 5日	兵庫県民会館 (神戸市)		
	3月10日	広島県社会福祉会館 (広島市)		
	3月11日	広島県社会福祉会館 (広島市)		
5	3月10日	広島県社会福祉会館 (広島市)	3月 5日	4万枚
	3月11日	広島県社会福祉会館 (広島市)		
	3月12日	周南市市民館 (山口県周南市)		
	3月25日	備後遺族会館 (広島県福山市)		
	3月26日	福山市市民参画センター (広島県福山市)		
6	3月10日	広島県社会福祉会館 (広島市)	3月 8日又は 3月10日	12万枚
	3月11日	広島県社会福祉会館 (広島市)		
	3月12日	周南市市民館 (山口県周南市)		
	3月14日	山陽小野田市民館 (山口県山陽小野田市)		
	3月15日	美祢市民会館 (山口県美祢市)		
	3月16日	下関市婦人会館 (山口県下関市)		

番号	開催年月日	開催会場名	折り込み年月日	折り込み枚数
7	平成18年 3月25日	備後遺族会館 (広島県福山市)	平成18年 3月21日	4万枚
	3月26日	福山市市民参画センター (広島県福山市)		
8	3月28日	高知県文教会館 (高知市)	3月25日	6万枚
	3月29日	高知県文教会館 (高知市)		
	3月30日	美馬市脇町老人福祉センター (徳島県美馬市)		
	3月31日	美馬市脇町老人福祉センター (徳島県美馬市)		
9	4月 1日	和歌山県民文化会館 (和歌山市)	3月26日	4万枚
	4月 2日	和歌山県民文化会館 (和歌山市)		
10	4月 5日	福井県民会館 (福井市)	4月 1日, 4月 2日 又は 4月 6日	16万枚
	4月 6日	金沢勤労者プラザ (金沢市)		
	4月 7日	柏崎市市民会館 (新潟県柏崎市)		
	4月 8日	新潟県民会館 (新潟市)		
	4月 9日	新潟県民会館 (新潟市)		
	4月10日	神明公民館 (福井県鯖江市)		
11	5月12日	会津労働福祉会館 (福島県会津若松市)	5月 7日	10万枚
	5月13日	福島県青少年会館 (福島市)		
	5月14日	福島県青少年会館 (福島市)		
	5月16日	いわき市労働福祉会館 (福島県いわき市)		
	5月17日	日立市民会館 (茨城県日立市)		
12	5月16日	いわき市労働福祉会館 (福島県いわき市)	5月13日	6万枚
	5月17日	日立市民会館 (茨城県日立市)		
	5月18日	水戸市民会館 (水戸市)		
13	5月19日	成田国際文化会館 (千葉県成田市)	5月14日	7万枚
	5月20日	千葉県労働者福祉センター (千葉市)		
	5月21日	千葉県労働者福祉センター (千葉市)		
14	5月25日	兵庫県立姫路労働会館 (兵庫県姫路市)	5月21日	14万枚
	5月26日	養父市立八鹿文化会館 (兵庫県養父市)		
	5月27日	島根県民会館 (松江市)		
	5月28日	米子商業センター (鳥取県米子市)		

番号	開催年月日	開催会場名	折り込み年月日	折り込み枚数
15	平成18年 6月 1日	東大阪市立市民会館 (大阪府東大阪市)	平成18年 5月28日	10万枚
	6月 3日	柏原市民文化会館 (大阪府柏原市)		
	6月 4日	富田林市市民会館 (大阪府富田林市)		
16	6月 9日	長崎市民会館 (長崎市)	6月 4日	7万枚
	6月10日	長崎市民会館 (長崎市)		
	6月12日	佐世保福祉会館 (長崎県佐世保市)		
17	6月12日	佐世保福祉会館 (長崎県佐世保市)	6月10日	7万枚
	6月13日	佐賀市民会館 (佐賀市)		
	6月14日	佐賀市民会館 (佐賀市)		
	6月15日	鳥栖市勤労福祉会館 (佐賀県鳥栖市)		
18	6月16日	熊本市市民会館 (熊本市)	6月11日	7万枚
	6月17日	熊本県婦人会館 (熊本市)		
	6月18日	玉名市民会館 (熊本県玉名市)		
19	6月25日	枚方市市民会館 (大阪府枚方市)	6月20日	10万枚
	6月27日	寝屋川市立市民会館 (大阪府寝屋川市)		
	6月28日	門真市民文化会館 (大阪府門真市)		
20	7月 1日	サンライフ高崎 (群馬県高崎市)	6月25日	5万枚
	7月 2日	サンライフ高崎 (群馬県高崎市)		
	7月 3日	長野県松本勤労者福祉センター (長野県松本市)		
	7月 4日	長野県勤労者福祉センター (長野市)		
	7月 5日	足利市民会館 (栃木県足利市)		
21	7月 1日	サンライフ高崎 (群馬県高崎市)	6月27日又は 6月28日	8万枚
	7月 2日	サンライフ高崎 (群馬県高崎市)		
	7月 3日	長野県松本勤労者福祉センター (長野県松本市)		
	7月 4日	長野県勤労者福祉センター (長野市)		
22	7月 5日	足利市民会館 (栃木県足利市)	7月 1日	10万枚
	7月 6日	栃木県婦人会館 (宇都宮市)		
	7月 7日	矢板市文化会館 (栃木県矢板市)		
	7月 8日	栃木県婦人会館 (宇都宮市)		

番号	開催年月日	開催会場名	折り込み年月日	折り込み枚数
23	平成18年 7月13日	泉佐野市立文化会館 (大阪府泉佐野市)	平成18年 7月 9日	1 2 万枚
	7月14日	岸和田市立浪切ホール (大阪府岸和田市)		
	7月15日	泉大津市民会館 (大阪府泉大津市)		
	7月17日	堺市民会館 (堺市)		
24	7月26日	旭会館 (鹿児島県霧島市)	7月22日又は 7月23日	1 2 万枚
	7月27日	鹿児島県青少年会館 (鹿児島市)		
	7月28日	薩摩川内市川内文化ホール (鹿児島県薩摩川内市)		
	7月29日	南さつま市民会館 (鹿児島県南さつま市)		
	7月30日	鹿児島市民文化ホール (鹿児島市)		
25	8月 5日	金沢勤労者プラザ (金沢市)	7月30日, 8月 2日 又は 8月 3日	2 0 万枚
	8月 6日	新潟県民会館 (新潟市)		
	8月 7日	柏崎市市民会館 (新潟県柏崎市)		
	8月 8日	富山県民会館 (富山市)		
	8月 9日	福井県民会館 (福井市)		
26	8月18日	秋田県労働会館 (秋田市)	8月13日	1 0 万枚
	8月19日	大曲仙北労働福祉会館 (秋田県大曲市)		
	8月20日	男鹿市民文化会館 (秋田県男鹿市)		
27	8月22日	青森県りんご商業会館 (青森県弘前市)	8月16日	7 万枚
	8月23日	青森県労働福祉会館 (青森市)		
28	8月24日	盛岡市勤労福祉会館 (盛岡市)	8月20日	4 万枚
	8月25日	盛岡市勤労福祉会館 (盛岡市)		
29	8月26日	地方職員共済組合山形県職員会館あこ や会館(山形市)	8月23日	1 0 万枚
	8月27日	寒河江市中心市街地活性化センター (山形県寒河江市)		
	8月28日	南陽市民会館 (山形県南陽市)		

番号	開催年月日	開催会場名	折り込み年月日	折り込み枚数
30	平成18年 9月 6日	徳島市立文化センター (徳島市)	平成18年 9月 2日 又は 9月 3日	1 6 万枚
	9月 7日	美馬市脇町老人福祉センター (徳島県美馬市)		
	9月 8日	高知県文教会館 (高知市)		
	9月 9日	今治市民会館 (愛媛県今治市)		
	9月10日	松山市民会館 (松山市)		
31	9月16日	和歌山県民文化会館 (和歌山市)	9月10日	4 万枚
32	9月21日	真鶴会館 (北九州市)	9月17日	1 4 万枚
	9月22日	レインボープラザ (北九州市)		
	9月23日	福岡県農国会館 (福岡市)		
	9月24日	久留米市民会館 (福岡県久留米市)		
33	9月29日	羽曳野市市民会館 (大阪府羽曳野市)	9月24日	1 0 万枚
	9月30日	柏原市民文化会館 (大阪府柏原市)		
	10月 1日	東大阪市立市民会館 (大阪府東大阪市)		
34	10月 7日	ふくやま市民交流館 (広島県福山市)	10月 1日又は10月 8日	1 6 万枚
	10月 8日	備後遺族会館 (広島県福山市)		
	10月 9日	広島県社会福祉会館 (広島市)		
	10月13日	岡山市民会館 (岡山市)		
	10月14日	岡山市西大寺市民会館 (岡山市)		
	10月15日	倉敷市民会館 (岡山県倉敷市)		
35	10月20日	兵庫県立姫路労働会館 (兵庫県姫路市)	10月15日	1 6 万枚
	10月21日	兵庫県民会館 (神戸市)		
	10月22日	島根県民会館 (松江市)		
	10月23日	米子商業センター (鳥取県米子市)		
36	10月28日	鳥栖市勤労福祉会館 (佐賀県鳥栖市)	10月22日	7 万枚
	10月29日	佐賀市民会館 (佐賀市)		
	10月30日	佐賀市民会館 (佐賀市)		
	10月31日	佐世保福祉会館 (長崎県佐世保市)		

番号	開催年月日	開催会場名	折り込み年月日	折り込み枚数
37	平成18年10月29日	佐賀市民会館 (佐賀市)	平成18年10月28日	10万枚
	10月30日	佐賀市民会館 (佐賀市)		
	10月31日	佐世保福祉会館 (長崎県佐世保市)		
	11月1日	諫早市勤労者福祉会館 (長崎県諫早市)		
	11月2日	長崎市民会館 (長崎市)		
	11月3日	長崎市民会館 (長崎市)		
38	11月4日	全労済ソレイユ (大分市)	10月29日	5万枚
	11月5日	全労済ソレイユ (大分市)		
39	11月11日	金沢勤労者プラザ (金沢市)	11月5日	8万枚
	11月12日	新潟県民会館 (新潟市)		
	11月13日	新潟県民会館 (新潟市)		
40	11月15日	飯山市民会館 (長野県飯山市)	11月12日	18万枚
	11月16日	千曲市勤労青少年ホーム (長野県千曲市)		
	11月17日	サンライフ高崎 (群馬県高崎市)		
	11月18日	長野県松本勤労者福祉センター (長野県松本市)		
	11月19日	長野県勤労者福祉センター (長野市)		
41	11月22日	泉佐野市立文化会館 (大阪府泉佐野市)	11月19日	15万枚
	11月23日	岸和田市立浪切ホール (大阪府岸和田市)		
	11月24日	寝屋川市立市民会館 (大阪府寝屋川市)		
	11月25日	泉大津市民会館 (大阪府泉大津市)		
	11月26日	枚方市市民会館 (大阪府枚方市)		
42	12月1日	旭会館 (鹿児島県霧島市)	11月26日又は11月29日	10万枚
	12月2日	鹿児島県青少年会館 (鹿児島市)		
	12月3日	鹿児島県青少年会館 (鹿児島市)		
	12月5日	薩摩川内市川内文化ホール (鹿児島県薩摩川内市)		
			合計	402万枚

資格取得者の就職率は…抜群です!!

全国共通
有効資格

労務管理士

(検定試験受験免除) 特別認定講座

労働法令改正施行と共に、労務管理責任者として強く求められている知的職業それが労務管理士です。全国組織団体の本協会が認定し、全資連の検定試験により公認されるもので、社会的に価値あるものとして、高く評価され就職にも大変有利です。すでに、労務管理責任者・雇用管理責任者・安全衛生推進者の選任が強要されてきましたが、この度、新会社法・労働時間及び割増賃金管理法・個人情報保護法等、次々と労務管理に関する制度が法律化され、就業規則の強制提出等、すべての事業所に労務管理の資格取得者が絶対に必要となりつつあります。

会場・日時 (下記のうち、いずれかの会場で1日だけ受講して下さい)

9月16日(土)

和歌山県民文化会館

9:30開講～13時終了予定

和歌山市小松原通り1-1(県庁の正面)

410号室

※ 内容については講座の始めに詳しく説明します。

講座内容

- ◇ 企業経営と労務管理
- ◇ 労務管理士の必要性和役割
- ◇ 労働基準法その他労働法規
- ◇ 各種労働保険法及び男女雇用均等法
- ◇ 経営コンサルタントの必要事項

受講申込方法

受講料 15,000円

(今回のテキスト・資料・認定手続き)
及び以後の研修会費用を含む)

当日会場にて、開講30分前より受け付け致します。

男女・年齢・学歴等は一切問いません。

特典

- ◇ 昨年度より原則として、完全受験制ですが、受講後、登録申請書を提出されますと、受験免除の手続きを行い、**資格認定書**が先渡し送付されます。
- ◇ 規定の手続きにより、登録証書・会員証・雇用管理責任者証及び衛生推進者之証が交付されると共に、確定日付が打たれ、検定試験は**特別推薦により受験を免除**されます。
- ◇ 月刊紙及び通信添削が送付されます。
- ◇ 交通事故傷害に関して、「日経共済会」の保証制度があります。(保険料は不要)
- ◇ 事務所開設の際には、統一看板・業務証明が交付されます。
- ◇ 別府温泉に保養所「泉南荘」があります。

◎ 受講参加できない方は郵便切手500円分を同封の上本部事務局宛お申込下さい。資料を送ります。(電話での受付は出来ません)

大阪法務局登記・大阪府阪南商工会員

主催：日本経営経理指導協会 労務管理指導部

お問合せは… 本部事務局 〒599-0212 大阪府阪南市自然田1915-14 TEL(072)473-0831(代) FAX(072)473-2666
地方事務局 別府市・長崎市・高崎市・福島市